

令和6年度 高等学校等就学支援金の申請について（7月申請）

日頃より本校の教育活動にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。

令和6年度高等学校等就学支援金（**認定されれば授業料が無償となる国の制度**）（7月申請）の手続きについてお知らせいたします。（2年生は令和6年7月～7年6月／3年生は令和6年7月～7年3月の授業料が対象。）

下記をお読みのうえ、申請が必要な方は、期限までに必ず手続きしてください。（詳細は別紙カラー刷の説明参照。）

なお、自営業等の方で令和5年分の確定申告がお済みでない方は、至急申告をお済ませください。

記

1 7月申請が必要な方～今年度より紙の申請書に代わって **オンライン申請** となります～

- | | | |
|-----|---|--|
| (1) | 令和5年度第2回就学支援金が「 不申請 」で、本年4月にマイナンバー関連書類を提出して就学支援金を申請した方 | → オンライン7月申請 が必要です。
申請時期は、別途郵送で通知します。 |
| (2) | 令和5年度第2回就学支援金が、所得制限により「 不認定 」となり、本年4月に「授業料減免申請書」を提出した方 | → オンライン7月申請 が必要です。
書類はご自宅に郵送します。 |
| (3) | ①令和5年8月～令和6年7月の間に 保護者数・保護者氏名等に変更 があった方(随時申請された方を除く)
②令和5年1月2日～令和6年1月1日の間に 住所変更 された方(同一市内で住所変更された方を除く。) | → オンライン7月申請 が必要です。
経営企画室まで書類を取りに来てください。 |

※上記1(1)(2)の方は、先日提出していただいた「**授業料減免申請書**」により、**4～6月の授業料は無料**となります。

また今回の7月申請の審査結果が「不認定」となった場合も、先日提出していただいた「授業料減免申請書」により、7月～3月の授業料は無料となります。審査結果が「認定」となった場合は、自動的に就学支援金が適用されます。

2 7月申請が不要な方

以前に**マイナンバー**を提出し、**現在、就学支援金の認定を受けている方**で住所や保護者に変更がない方

3 オンライン申請方法及び申請（提出）期限

上記 1 (1) の方は、別途郵送で通知します。

上記 1 (2) (3) の方は、**令和6年7月19日（金）**までに**オンライン申請**をお願いします。提出書類のある方は本校経営企画室まで提出してください。（締切厳守）

※ 期限までにオンライン申請・書類提出等がない場合は、就学支援金の支給が受けられなくなり、授業料を納付いただくことになります。

4 その他

(1) 上記1(1)(2)の方で、7月10日(水)までに学校から書類が届かない場合は、至急、下記担当までご連絡ください。

(2) 上記1(3)の方は、経営企画室まで書類を取りに来てください。

(3) 就学支援金申請結果がご不明な方は、下記担当までお問い合わせください。